鏡野町婚活推進事業（婚活イベント、セミナー企画運営業務）に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、異性と出会う機会の少ない独身男女に対して、結婚に対する意識改革を図るとともに、交際のきっかけとなる出会いの場を提供し、恋愛・結婚へと進展することにより、少子化の原因となる未婚化・晩婚化に歯止めをかけることを目的とする。

２．業務の概要

（１）業 務 名　鏡野町婚活推進事業（婚活イベント、セミナー企画運営業務）

（２）業務内容　別紙仕様書のとおり

## （３）期間　契約締結日から令和７年２月２８日まで

（４）委託上限額　１,１００,０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

３．委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル

４．公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務の受託者の選定にあたっては、優れた提案を広く求め、その中から企画内容や実績等を総合的に判断して最適な受託者を決定するため。

５．参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告時点で参加資格として以下の要件を全て満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）鏡野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

（３）鏡野町暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。

（４）会社更生法第１７条に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法第２１条第１項に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。

（５）破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

（６）国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

（７）参加申込後、請負業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。

（８）令和６年４月１日現在、市区町村における婚活イベント、セミナーの実施実績が３件以上あること。また、そのうち１件以上が岡山県内の自治体主催のものであること。

６．スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 日時 |
|  | 公告（実施要領等の公表） | 令和６年６月１８日(火) |
|  | 質疑受付期限 | 令和６年６月２５日(火)　１７時まで |
|  | 質疑への回答 | 令和６年６月２８日(金)　１７時まで |
|  | 参加表明書及び企画提案書等必要書類の提出 | 令和６年７月　１日(月)　　９時から  令和６年７月１２日(金)　１７時まで（必着） |
|  | 書面審査実施予定日 | 令和６年７月１９日(金) |
|  | 選定結果通知予定日 | 令和６年７月２６日(木) |
|  | 契約締結 | 令和６年８月上旬 |

７．質疑書の提出方法等

本業務に伴う実施要領及び仕様書、企画提案書の提出に係る質疑は、質疑書（様式第７号）を提出すること。

（１）提出期限

令和６年６月２５日（火） １７時必着

（２）提出方法

下記の電子メールで提出すること。件名は「鏡野町婚活推進事業（婚活イベント、セミナー企画運営業務）に関する質疑」とすること。

電子メールアドレス machi@town.kagamino.lg.jp

（３）回答方法

提出された質問に対する回答は、令和６年６月２８日（金）１７時までに、鏡野町ホームページ内「鏡野町婚活推進事業（婚活イベント、セミナー企画運営業務）に係る公募型プロポーザルの実施について」上で公開する。

８．参加申込手続方法等

（１）参加表明書の提出

本業務への参加を希望する事業者は、公募型プロポーザル実施要領に基づき参加表明書及び必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、この公募型プロポーザルに参加することができない。

1. 必要書類

* 参加表明書（様式第１号）

・ 企画提案書（任意様式）

・ 法人概要書（様式第２号）

・ 業務実績調書（様式第３号）

・ 業務実施体制調書（様式第４号）・実施スケジュール（任意様式）

・ 業務に係る事業費積算内訳書、業務に係る事業費積算内訳書（様式第５号、６号）

※業務実績として記入したイベントについては、最新のもの２件の参加案内チラシ等イベントの概要がわかるものを添付すること。

1. 提出部数

正本１部、副本７部

※提出書類は、各１部ずつをまとめてファイル・クリップ等に綴じて提出すること。

※作成する書類については、令和６年４月１日現在を基準として作成すること。

（２）参加表明書等の提出期限

提出期限 令和６年７月１２日(金)１７時必着

（３）提出方法 郵送又は持参すること。（電子メール、ＦＡＸは不可）

　 ※なお、持参する場合は、事前に来日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限必着

とし、書留など到着が確認できる方法に限る。

（４）提出先 事務局（鏡野町役場　まちづくり課）

（５）参加表明書及び企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第８号）を令和６年７月１８日(木)１７時までに事務局へ持参または郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後における不利益な扱いを受けることはない。

９．企画提案書作成時の留意事項

企画提案書を作成する際は、仕様書により作成し提出するものとする。

（１）企画提案書の形式

Ａ４版 任意１５ページ以内（通しページを記入すること。）

※提案書のファイリングは、冊子などではなく、ホチキス止め・クリップ止めなどの簡易的なものとする

（２）企画提案書に記載する事項

　企画提案書には、下記事項など具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

1. 結婚支援セミナーの企画及び運営概要

　　セミナー概要、実施体制、募集方法等を提案すること。

1. 婚活イベントの企画及び運営概要

　　イベント概要、実施体制、募集方法等を提案すること。

1. 広告宣伝

　　広告媒体及び広告内容、広告実施時期等について提案すること。

１０．審査

（１）審査概要

事務局にて取りまとめた質疑・回答が終了後、審査委員会を開催し、企画提案書等をもとに書面審査を行う。

（２）審査項目

1. 企画提案書
2. 業務実績
3. 実施体制
4. 実施工程
5. 見積価格
6. 書面審査前の質疑・回答

審査の参考資料とするため、書面審査の前に提案書等に関する質疑・回答をメールで実施する。各選定委員等の質疑については、事務局（まちづくり課）が取りまとめ、メールで通知するため、通知から３日後までに事務局が指定するメールアドレスへ回答を提出すること。

※回答期限、指定するメールアドレスについては、質疑の通知文（メール）に記載する。

（３）審査方法

1. 鏡野町婚活推進事業（婚活イベント、セミナー企画運営業務）に係る審査委員会を設置し、各選定委員が提案についてそれぞれ審査を行う。ただし、見積提示金額が２の(４)で示す委託上限額を超えている場合は、その企画提案は受け付けしない。
2. 審査方法は、審査項目毎に評価点数の合計点数の高い者を上位として競う方法により行う。
3. 審査の経緯経過に関する質問等は、一切受け付けない。

次ページに続く

（４）評価基準



（５）優先交渉権者（契約予定者）の選定

①提出された書類にて評価し、評価点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

※最高得点者が２者以上ある場合は、「（４）評価基準」の「参加男女が交流する機会が多くなるプログラムが設定され、カップル成立に繋がるより高い事業効果が見込まれる内容となっているか。」の評価点を重視し、審査委員会が採決して決定する。

②優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

本業務委託の参加表明者が １者の場合でも審査を行い、審査委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

（６）選考結果の通知

提出書類に基づき応募事業者の参加資格を審査し、令和６年７月２２日(月)までに応募事業者全員に対して審査結果を電子メール及び書面（普通郵便）にて通知する。

１１．提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

（１）提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった

場合

（４）審査の公平性を害する行為があった場合

（５）その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

１２．契約に関する基本事項

（１）契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

（２）支払方法

業務完了後の一括払いとする。

１３．その他

（１）企画提案に要する費用は、全て参加表明者の負担とする。

（２）提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。

（３）企画提案書の提出は、１者１提案とする。

（４）企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。

（５）企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（６）企画提案書は、委託業者の選定を行うにあたり必要な範囲において複写することがある。

（７）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

（８）業務内容は、採択された企画提案書の内容を優先するが、鏡野町との協議により追加・変

更・修正を加える場合がある。

（９）本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（10）当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせについては、一切回答し

ない。

（11）提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。

（12）本プロポーザルは、あくまでも当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであ

り事業者選定後、双方の協議のうえ業務の詳細については定める。

１４．事務局

本事業に関する事務局は、鏡野町役場 まちづくり課に置く。

鏡野町役場 まちづくり課

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田６６０番地

TEL:0868-54-2982 FAX:0868-54-2988

E-mail:machi@town.kagamino.lg.jp